

学校法人等運営費補助金（一般分）配分基準について

《高等学校》

【基本割】

総配分額（特別対策割分を除く。以下同じ。）の80%に相当する額を基本割とし、次の各項目により配分する。

区 分	配 分 基 準
標準経費割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総配分額の60%に相当する額を各学校ごとの標準運営費で按分した額 標準経費割 = 『教職員数割』 + 『生徒数割』 1 教職員数割 <ul style="list-style-type: none"> 〈算出方法〉 単価 × 標準教職員数 ① 単価……………地方交付税で用いられる高等学校の教職員単価 ② 標準教職員数…各学校の教職員の定数積算は、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（以下、「標準法」という。）」に準じて算出 2 生徒数割 <ul style="list-style-type: none"> 〈算出方法〉 単価 × 生徒数 ① 単価……………地方交付税で用いられる高等学校の生徒経費に係る単価 ② 生 徒 数……………5月1日現在の収容定員内実員
学級数割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総配分額の10%に相当する額を各学校ごとの学級数で按分した額 <ul style="list-style-type: none"> 〈学級数〉 募集定員により算出した標準学級数と実学級数を比較し少ない方
学校割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総配分額の10%に相当する額を各学校ごとに均等に配分した額

【調整割】

総配分額の20%に相当する額を調整割とし、下記により配分する。

区 分		配 分 基 準											
経営 状況 割	定員充足 状況割	<ul style="list-style-type: none"> ・募集定員を著しく超えて入学させている学校に対して減額措置を講ずるとともに、それ以外の学校に対し配分を行う。 ・減額、配分については、過去3カ年の定員充足率・生徒数（募集定員内実員）に応じて行う。 <p>(ア) 減額措置</p> <p>3カ年間の1年生の定員充足率が110%を超えている場合、超えている生徒数に私立高校の県平均授業料の1/2を乗じた額を減額する。</p> <p>ただし、3カ年間の1年生の定員充足率が110%以下であっても、当該年度の1年生の定員充足率が120%を超えている場合も同様とする。</p> <p>(イ) 配分</p> <p>3カ年間の1年生の募集定員内実員合計に、下表により求めた点数を乗じて得た数をもとに、総配分額の3%相当額と減額措置額の合計額を按分して、該当校に配分する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>定員充足率</th> <th>点数の積 (A=定員充足率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>95%未満</td> <td>$A + 5 + (95 - A) / 2$</td> </tr> <tr> <td>95%～105%</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>105%～110%</td> <td>$100 - 20 \times (A - 105)$</td> </tr> </tbody> </table>	定員充足率	点数の積 (A=定員充足率)	95%未満	$A + 5 + (95 - A) / 2$	95%～105%	100	105%～110%	$100 - 20 \times (A - 105)$			
	定員充足率	点数の積 (A=定員充足率)											
95%未満	$A + 5 + (95 - A) / 2$												
95%～105%	100												
105%～110%	$100 - 20 \times (A - 105)$												
給与水準 割	<ul style="list-style-type: none"> ・県立高等学校の給与水準を100とした場合の各学校の給与水準に応じて、下表で求めた点数により、総配分額の3%相当額を按分し、該当校に配分をする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>給与水準</th> <th>点 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～ 95</td> <td>15点</td> </tr> <tr> <td>95～105</td> <td>20点</td> </tr> <tr> <td>105～107</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>107～110</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>110超</td> <td>0点</td> </tr> </tbody> </table>	給与水準	点 数	～ 95	15点	95～105	20点	105～107	10点	107～110	5点	110超	0点
給与水準	点 数												
～ 95	15点												
95～105	20点												
105～107	10点												
107～110	5点												
110超	0点												
保護者負 担引上抑 制割	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者負担総額（入学金＋3年間の月納金）の引上額が、引上額の県平均額以下の学校に対して、下表により配点し、その点数に生徒数（1年生：募集定員内実員）を乗じて算出した数により、総配分額の4%相当額を按分し、該当校に配分する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>県平均 - 当該校引上額</th> <th>点 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1円～ 2,500円</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>2,501円～ 5,000円</td> <td>20点</td> </tr> <tr> <td>5,001円～</td> <td>30点</td> </tr> </tbody> </table>	県平均 - 当該校引上額	点 数	1円～ 2,500円	10点	2,501円～ 5,000円	20点	5,001円～	30点				
県平均 - 当該校引上額	点 数												
1円～ 2,500円	10点												
2,501円～ 5,000円	20点												
5,001円～	30点												

	保護者負担低額割	<ul style="list-style-type: none"> 保護者負担総額（入学金＋3年間の月納金）が、県平均額以下の学校に対して、下回る額に、生徒数（1年生：募集定員内実員）を乗じて額を算出した数により、総配分額の4%相当額を按分し、該当校に配分する。 																				
教育 努力 割	専任教員 充足割	<ul style="list-style-type: none"> 標準法により算出した教諭数に対する、専任教員の充足割合に応じて下表で求めた点数により、総配分額の3%相当額を按分し、該当校に配分する。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>専任教諭数÷標準法数</th> <th>点 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>95%超</td> <td>25点</td> </tr> <tr> <td>85%～95%</td> <td>20点</td> </tr> <tr> <td>75%～85%</td> <td>15点</td> </tr> <tr> <td>65%～75%</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>65%未満</td> <td>5点</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 収入に占める教育研究経費支出（減価償却費は除く。）の割合に基づき、下表で求めた点数により、総配分額の3%相当額を按分し、該当校に配分する。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>教育研究経費 ÷ 収入</th> <th>点 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10%超</td> <td>25点</td> </tr> <tr> <td>5%～10%</td> <td>20点</td> </tr> <tr> <td>5%未満</td> <td>15点</td> </tr> </tbody> </table>	専任教諭数÷標準法数	点 数	95%超	25点	85%～95%	20点	75%～85%	15点	65%～75%	10点	65%未満	5点	教育研究経費 ÷ 収入	点 数	10%超	25点	5%～10%	20点	5%未満	15点
	専任教諭数÷標準法数	点 数																				
95%超	25点																					
85%～95%	20点																					
75%～85%	15点																					
65%～75%	10点																					
65%未満	5点																					
教育研究経費 ÷ 収入	点 数																					
10%超	25点																					
5%～10%	20点																					
5%未満	15点																					
特別 対策 割	生徒急減 対策割	<ul style="list-style-type: none"> 生徒急減対策として、各学校ごとに前年度の募集定員内実員数と当該年度の募集定員内実員数を比較し、減少した生徒数に応じて定額（2,400千円）を按分し、該当校に配分する。 																				
	魅力ある 学習指導 推進割	<ul style="list-style-type: none"> 魅力ある学習指導の工夫改善を推進するため、当該年度に増員した専任教員数に応じて算定する。 <p>①対象となる魅力有る学習指導の工夫改善</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tbody> <tr> <td style="width: 30%;">1 個に応じた教育の充実</td> <td> 通科における多様な教科・科目の開設と指導法の工夫 ①職業系の類型・コースを開設 （職業系科目10単位以上） 多様な教科・科目の開設 （45科目以上の教科・科目の開講） ③外国語等の少人数指導 （1クラス20人以下編制） </td> </tr> <tr> <td>2 新しいタイプの学科の開設</td> <td> ①国際関係学科 ②外国語関係学科 ③福祉関係学科 ④総合学科 </td> </tr> </tbody> </table>	1 個に応じた教育の充実	通科における多様な教科・科目の開設と指導法の工夫 ①職業系の類型・コースを開設 （職業系科目10単位以上） 多様な教科・科目の開設 （45科目以上の教科・科目の開講） ③外国語等の少人数指導 （1クラス20人以下編制）	2 新しいタイプの学科の開設	①国際関係学科 ②外国語関係学科 ③福祉関係学科 ④総合学科																
1 個に応じた教育の充実	通科における多様な教科・科目の開設と指導法の工夫 ①職業系の類型・コースを開設 （職業系科目10単位以上） 多様な教科・科目の開設 （45科目以上の教科・科目の開講） ③外国語等の少人数指導 （1クラス20人以下編制）																					
2 新しいタイプの学科の開設	①国際関係学科 ②外国語関係学科 ③福祉関係学科 ④総合学科																					

特別対策割	魅力ある学習指導推進割	<table border="1"> <tr> <td>3 家庭科の男女必修化に伴う教員の増員</td> <td>平成6年度からの家庭科の男女必修化に伴う家庭科担当教員の増員採用</td> </tr> </table> <p>②算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増員した専任教員数×1,000千円 	3 家庭科の男女必修化に伴う教員の増員	平成6年度からの家庭科の男女必修化に伴う家庭科担当教員の増員採用						
	3 家庭科の男女必修化に伴う教員の増員	平成6年度からの家庭科の男女必修化に伴う家庭科担当教員の増員採用								
	情報化推進割	<p>・情報教育の推進を図るため、教育用コンピュータ等をレンタル又はリース方式により整備若しくはインターネットを利用した教育活動を実践するために要した経費に対し、次により算定する。</p> <p>1 コンピュータ等のレンタル・リース</p> <p>①対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該年度に支出する教育用コンピュータのレンタル・リースの経費 <p>②算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象経費の1/2の額と2,000千円を比較して少ない方の額 <p>2 インターネット</p> <p>①対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該年度に支出するインターネット経費（通信費(電話回線)、プロバイダー経費) <p>②算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象経費の1/2の額と200千円を比較して少ない方の額 								
	教員資質向上促進割	<p>・教員の資質向上を図るため、研修等への派遣に要した経費に対し、次により算定する。</p> <p>①対象となる研修及び単価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象となる研修</th> <th>単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア.国内研修</td> <td rowspan="3">100,000円</td> </tr> <tr> <td>イ.大学や大学院での再教育のための派遣</td> </tr> <tr> <td>ウ.社会体験研修</td> </tr> <tr> <td>エ.情報研修</td> <td rowspan="2">200,000円</td> </tr> <tr> <td>オ.海外研修</td> </tr> </tbody> </table> <p>②対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該年度に学校が支出する教員の研修等派遣の経費。ただし、単価(上表)に派遣教員数を乗じた額を上限とする。 	対象となる研修	単価	ア.国内研修	100,000円	イ.大学や大学院での再教育のための派遣	ウ.社会体験研修	エ.情報研修	200,000円
対象となる研修	単価									
ア.国内研修	100,000円									
イ.大学や大学院での再教育のための派遣										
ウ.社会体験研修										
エ.情報研修	200,000円									
オ.海外研修										
きめ細かな学習指導推進割	<p>・多様な指導方法を展開して、きめ細かな学習指導を推進するため、当該年度に増員した専任教員数に応じて算定する。</p> <p>①対象となるきめ細かな学習指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別指導やグループ指導 ・繰り返し指導や習熟の程度に応じた指導 ・チームティーチングによる指導 ・体験的で問題解決的な学習を重視する指導 									

特別 対策 割		<ul style="list-style-type: none"> ・ 中途退学・不登校に対する指導 ・ 進路指導の充実 等 <p>②算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 増員した専任教員数×1,000千円
	I T 教育 推進割	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンピュータを活用した教育を推進するため、情報教育技術者の活用に要した経費に対し、次により算定する。 <p>①対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該年度に学校が支出する人件費（I T 教育を行うため情報処理技術者資格を持つ職員経費）を対象とする。ただし、1,000千円を上限とする。 <p>②算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤の場合、本俸月額×12月×1/2 ・ 非常勤講師の場合、時間単価×週当り時間数×48週×1/2
	学校安全 対策割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒の安全確保や学校の安全管理のため、施設や設備等を整備するために要した経費に対し、次により算定する。 <p>①対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該年度に学校が支出する施設設備等工事費及び設備購入費等 <p>②算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設設備等工事費及び設備購入費等の合計額の1/2の額。ただし、2,000千円を上限とする。
	体験学習 推進割	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア活動や自然体験活動などの体験学習活動を実施した生徒数に応じて算定する。 <p>①算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ @230×収容定員内実員

【入学辞退者からの入学徴収額改善割及び体育・文化活動振興割】

入学辞退者から徴収した入学時納付金（入学金及び施設設備費（入学時）をいう。以下同じ。）が別に定める額を超える場合、配分額（基本割、調整割、特別対策割の合計額）から別に定める額を超える額の区分により得た額を控除し、その額を、入学時納付金の引下げを行った学校や体育・文化活動分野において、県大会以上で優秀な成績を納めた学校等に対して配分する。

区 分	配 分 基 準																
入学金先取額に 応じての減額 (A)	・入学辞退者から徴収する入学時納付金が別に定める額（50,000 円）を超える場合、その超える額に次の基準の率を乗じた額を減額する。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">別に定める額を超える額</th> <th style="text-align: center;">率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">20,000 円以下</td> <td style="text-align: center;">45 %</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20,000 円～ 40,000 円</td> <td style="text-align: center;">50 %</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">40,000 円超</td> <td style="text-align: center;">60 %</td> </tr> </tbody> </table>	別に定める額を超える額	率	20,000 円以下	45 %	20,000 円～ 40,000 円	50 %	40,000 円超	60 %								
別に定める額を超える額	率																
20,000 円以下	45 %																
20,000 円～ 40,000 円	50 %																
40,000 円超	60 %																
入学金先取引下 割 (B)	・入学時納付金の引き下げを行った学校に対し、引き下げによる減収額に応じて配分する。 <算定方法> 減額した額に募集定員内実員× 0.8 を乗じた額																
体育・文化活動 振興割 (C)	・体育・文化活動分野において、次の成績を収めた個人・団体の数により配分する。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">県 大会</td> <td style="text-align: center;">1 位</td> <td style="text-align: center;">(個人) 30 冊、(団体) 100 冊</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中国大会</td> <td style="text-align: center;">1 位</td> <td style="text-align: center;">(個人) 50 冊、(団体) 200 冊</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">全国大会</td> <td style="text-align: center;">1 位</td> <td style="text-align: center;">(個人) 200 冊、(団体) 500 冊</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 位</td> <td style="text-align: center;">(個人) 100 冊、(団体) 300 冊</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 位</td> <td style="text-align: center;">(個人) 50 冊、(団体) 200 冊</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		金 額	県 大会	1 位	(個人) 30 冊、(団体) 100 冊	中国大会	1 位	(個人) 50 冊、(団体) 200 冊	全国大会	1 位	(個人) 200 冊、(団体) 500 冊	2 位	(個人) 100 冊、(団体) 300 冊	3 位	(個人) 50 冊、(団体) 200 冊
区 分		金 額															
県 大会	1 位	(個人) 30 冊、(団体) 100 冊															
中国大会	1 位	(個人) 50 冊、(団体) 200 冊															
全国大会	1 位	(個人) 200 冊、(団体) 500 冊															
	2 位	(個人) 100 冊、(団体) 300 冊															
	3 位	(個人) 50 冊、(団体) 200 冊															
入学金先取額据 置割 (D)	・「入学金先取額に応じての減額」のない学校に対して、教育努力割の比率に応じて配分する。 ・算定方法 $\{(-A)-B-C\} \times \frac{\text{当該校の教育努力割配分額}}{\text{対象校の教育努力割配分額の総額}}$																

特別対策割の導入時期について

<高等学校>

	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
40人学級編成推進割	○								▶			
生徒急減対策割		○										▶
魅力ある学習指導推進割			○									▶
情報化推進割						○						▶
教員資質向上割						○						▶
きめ細かな学習指導推進割							○					▶
IT教育推進割							○					▶
学校安全対策割							○					▶
体験学習推進割								○				▶

<中学校>

40人学級編成推進割		○							▶			
情報化推進割						○						▶
教員資質向上割						○						▶
学校安全対策割							○					▶
体験学習推進割								○				▶
きめ細かな学習指導推進割										○		▶

<小学校>

40人学級編成推進割		○							▶			
情報化推進割						○						▶
教員資質向上割						○						▶
学校安全対策割							○					▶
体験学習推進割								○				▶
きめ細かな学習指導推進割										○		▶

<幼稚園>

3歳児就園促進割		○										▶
教員資質向上割						○						▶
満3歳児入園割						○						▶
ティーム保育推進割							○					▶
学校安全対策割							○					▶

予算の積算方法及び補助金の配分方法について

【高等学校】

平成18年岡山県調査

区 分	予算の積算			補助金の配分			
	単価方式	標準的運営費方式	補助対象経費方式	単価方式	標準的運営費方式	補助対象経費方式	区割方式
北海道	○				○		
青 森	○						○
岩 手	○						○
宮 城	○						○
秋 田	○						○
山 形		○					○
福 島		○			○		
茨 城	○						○
栃 木	○						○
群 馬	○						○
埼 玉			○			○	
千 葉	○						○
東 京		○					○
神奈川		○			○		
新 潟			○				○
富 山	○					○	
石 川	○			○			
福 井		○			○		
山 梨	○						○
長 野			○				○
岐 阜	○					○	
静 岡	○						○
愛 知			○	○			
三 重	○						○
滋 賀	○						○
京 都	○						○
大 阪	○						○
兵 庫	○						○
奈 良	○						○
和歌山	○						○
鳥 取			○				○
島 根	○						○
岡 山	○						○
広 島	○				○		
山 口	○						○
徳 島	○						○
香 川		○			○		
愛 媛	○			○			
高 知	○						○
福 岡	○						○
佐 賀	○						○
長 崎	○			○			
熊 本	○						○
大 分	○					○	
宮 崎	○						○
鹿 児 島	○			○			
沖 縄	○						○

36

6

5

5

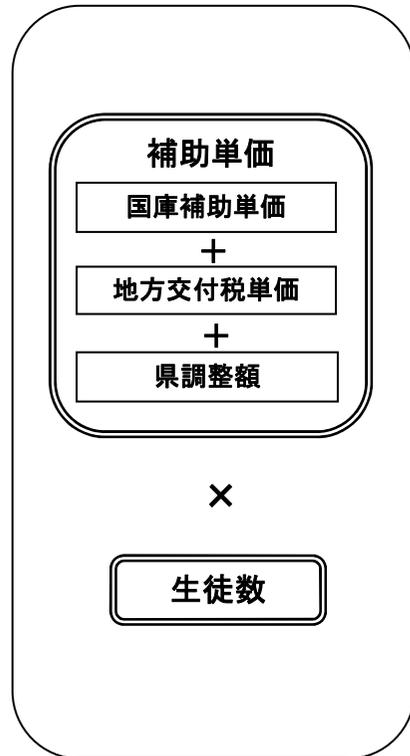
6

4

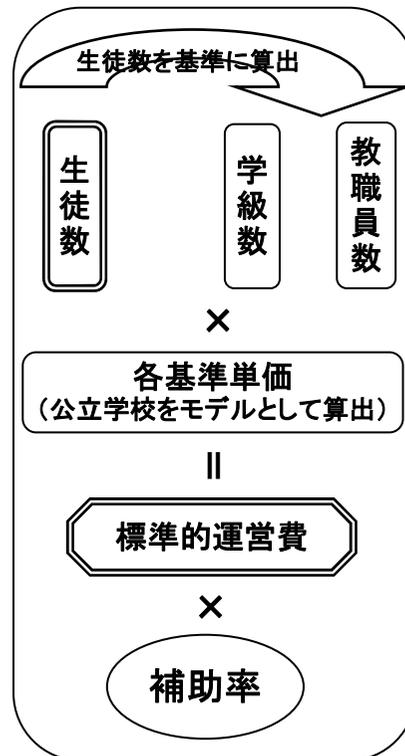
32

予算の積算方法

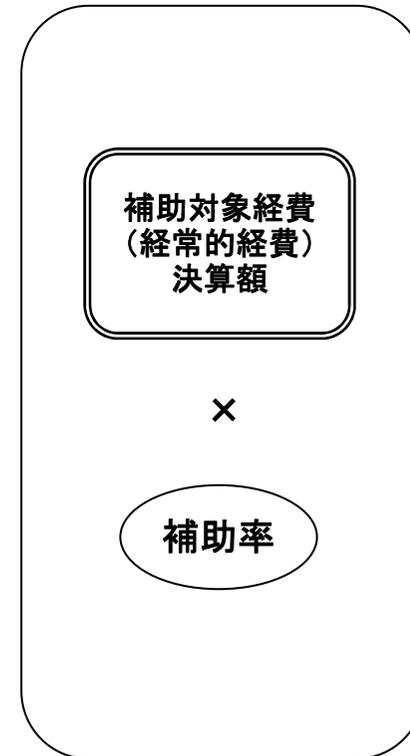
単価方式



標準的運営費方式



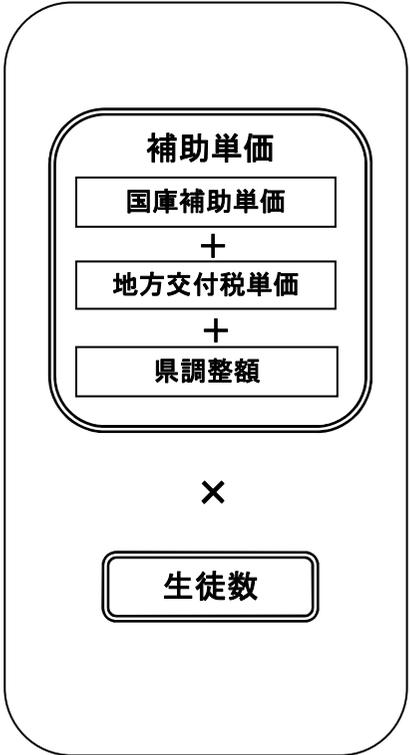
補助対象経費方式



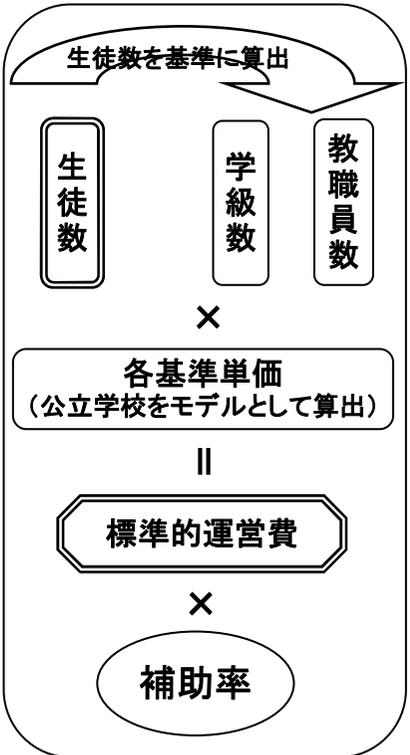
(岡山県)

補助金の配分方法

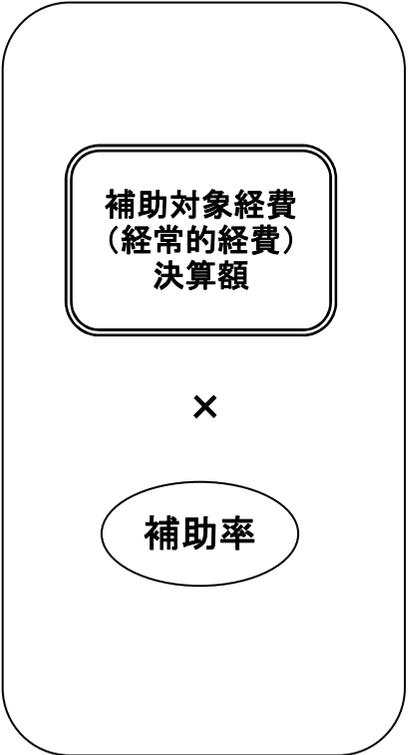
単価方式



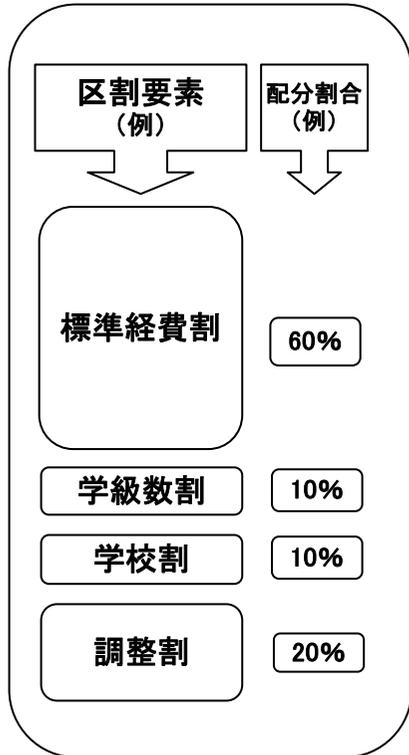
標準的運営費方式



補助対象経費方式



区割方式



(岡山県)

標準的運営費方式の算定方法(高等学校)

予算の積算方法

=

補助金の配分方法

C校

B校

A校

学校別配分額

=

標準的運営費

×

補助率

標準的運営費

=

基準単価

×

基礎数値

・教職員費

=

・教職員1人当たりの
人件費単価

×

・標準教職員数

+

・学級費

=

・修繕費、備品費などの
1学級当たりの単価

×

・標準学級数

+

・生徒費

=

・教育活動費（印刷製本
代、通信費、教具等）、
図書購入費などの生徒
1人当たりの単価

×

・生徒数

+

・学校共通費

=

・施設維持費（警備費、
光熱水費、点検料等）、
保険料などの1学校
当たりの単価

(注1) 各基準単価は、公立学校をモデルにして算定した単価

(注2) 標準教職員数、標準学級数は、生徒数を基準として、標準法（公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準に関する法律）に基づき算定

(注3) 私立高校の教育条件の維持向上、生徒に係る修学上の経済的負担の軽減、私立高校の経営の健全性等を踏まえ、学校別配分額を調整する場合もある。

補助対象経費方式の算定方法(高等学校)

予算の積算方法

=

補助金の配分方法

C校

B校

A校

学校別配分額

=

補助対象経費

×

補助率

A校
総支出実績

- ・人件費
〔 教員人件費
職員人件費 〕
- ・教育活動費
〔 印刷製本代、通信費運搬費、
教具、図書購入費等 〕
- ・修繕費、備品費
- ・施設維持費
〔 警備費、光熱水費、点検料、
保険料等 〕
- ・施設費
(土地、建物等)
- ・その他の支出
(借入金返済等)

(注1) 私立高校の教育条件の維持向上、生徒に係る修学上の経済的負担の軽減、私立高校の経営の健全性等を踏まえ、学校別配分額を調整する場合もある。

他県の経常費補助金の見直し状況（最近の10ヶ年）

（H18.11岡山県アンケート調査結果）

県名	区分		変更時期
	予算の積算	補助金の配分	
広島県	単価方式 (変更なし)	標準的運営費方式 ↑ (区割方式)	H16年度
香川県	標準的運営費方式 ↑ (単価方式)	標準的運営費方式 ↑ (区割方式)	H13年度
神奈川県	標準的運営費方式 ↑ (単価方式)	標準的運営費方式 ↑ (単価方式)	H12年度
福島県	標準的運営費方式 ↑ (単価方式)	標準的運営費方式 ↑ (区割方式)	H11年度
鹿児島県	単価方式 (変更なし)	単価方式 ↑ (区割方式)	H17年度
長崎県	単価方式 (変更なし)	単価方式 ↑ (補助対象経費方式)	H15年度
埼玉県	補助対象経費方式 ↑ (単価方式)	補助対象経費方式 ↑ (区割方式)	H16年度